平成30年度 鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会

● 日 時:平成31年3月15日(金) 午後1時30分~3時

● 場 所:鳥取市障害者福祉センター「さわやか会館」3階第1研修室

< 日 程 >

- 1 開 会
- 2 障がい福祉課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 会長・副会長あいさつ
- 6 協議・報告事項
- (1) 障がい者虐待の防止について

1	国における障がい者虐待の状況について	資料 1
	ウェリートリスログ・カー・ナー	:/# J/J 0

- ② 鳥取県における障がい者虐待の状況について………… 資料2
- ③ 鳥取市における障がい者虐待の状況・対応について……… 当日配布
- (2) 障がい者差別の解消について

1	障がい者差別に係る鳥取県内の状況について	-		資料3
(I)			 	

- 7 閉 会

鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会(H30.5.1~H32.4.30)

(順不同、敬称略)

Nō	団体名	役職		氏	名
1	鳥取市社会福祉協議会	鳥取市総合福祉センター 所長	松本	美智恵	
2	鳥取市民生児童委員協議会	副会長	西村	春子	
3	鳥取市自治連合会	監事	安木	恭次	
4	鳥取県弁護士会	高齢者・障がい者の権利 に関する委員会副委員	水田	敦士	
5	鳥取県東部医師会	理事	池田	光之	
6	鳥取市地域自立支援協議会 地域移行· 権利擁護部会	部員	護田	裕子	
7	鳥取市基幹相談支援センター	副所長	河内	富裕美	
8	とっとり東部権利擁護支援センター	理事	谷口	毅	
9	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	理事	安養寺	京 立志	
10	鳥取市手をつなぐ育成会	専任理事	上田	明子	
11	鳥取市精神障がい者家族会	理事	岡垣	春夫	
12	鳥取人権擁護委員協議会	高齢者・障がい者人権部 会会長	奥田	啓一	
13	鳥取警察署	生活安全課長	角 祥	羊朗	
14	鳥取公共職業安定所	統括職業指導官	植田	彰夫	
15	鳥取市人権教育協議会 企業部会	広報企画部企画課係長	山本	みどり	
16	鳥取市総務部人権政策局人権推進課	局長兼課長	橋本	浩之	
17	鳥取市健康こども部こども家庭課	次長兼課長	竹間	恭子	
18	鳥取市保健所障がい者支援課	課長	小野澤	影 裕子	
19	鳥取市教育委員会事務局学校教育課	課長代理	中村	奈緒	



Press Release

平成 30 年 12 月 26 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

室長 山口 正行 (内線 3005) 室長補佐 内野 英夫 (内線 3041)

(代表) 03 (5253) 1111 (直通) 03 (3595) 2500

報道関係者 各位

平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への 対応状況等 (調査結果) を公表します。

厚生労働省では、平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法(平成24年10月1日施行)を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	養護者による	障害者福祉施設従事者等	使月	用者による障害	手者虐待
	障害者虐待	による障害者虐待		(参考) 都道 対点	で で で で で の に の に の に の に の に の に の に の
市区町村等への	4,649件	2,374件	691 件		
相談・通報件数	(4,606件)	(2,115件)	(745 件)	虐待判断	597 件
市区町村等による	1,557件	464 件		件数	(581 件)
虐待判断件数	(1,538件)	(401 件)			
被虐待者数	1,570 人 (1,554 人)	666 人 (672 人)		被虐待者数	1,308 人 (972 人)

- (注1) 上記は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。 カッコ内については、前回調査(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)のもの。
- (注2) 都道府県労働局の対応については、平成30年8月22日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 平成29年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>
- 4 平成29年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>
- 5 平成 29 年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

<養護者による障害者虐待>

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 28 年度からほぼ横ばい(4,606 件→ 4,649 件)。虐待判断件数についてもほぼ横ばい(1,538 件→1,557 件)である。[参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から横ばいとなっている。 (平成28年度:33%(1,538/4,606)、平成29年度:33%(1,557/4,649)) [参考資料2-1参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が 28% (1,312 件)、本人による届出が 18% (857 件)、相談支援専門 員が 16% (767 件)、施設・事業所の職員が 14% (670 件) であり、これらが上位を占める。[参考資料 5 P3 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 61%と最も多く、次いで心理的虐待が 33%、経済的虐待が 23%、 放棄・放置が 16%、性的虐待が 4%の順。「参考資料 5 P5 参照〕
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 55%と最も多く、次いで精神障害が 34%、身体障害が 19%の順。[参考資料 5 P7 参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、636人で全体の41%を占める。[参考資料5 P10参照]
- 虐待による死亡事例は、1人。[参考資料 5 P11 参照](平成 28 年度は 5人)

<障害福祉施設従事者等による障害者虐待>

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 28 年度から 12%増加 (2,115 件→2,374 件)。判断件数については 16%増加 (401 件→464 件) している。[参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。(平成 28 年度:19%(401/2,115)、平成 29 年度:20%(464/2,374)) [参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が20%と最も多い。次いで、当該施設・事業所職員からが18%、当該施設・事業所設置者・管理者からが11%となっている。[参考資料5 P12 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 56%と最も多く、次いで心理的虐待が 42%、性的虐待が 14%、 放棄、放置が 7%、経済的虐待が 6%の順。[参考資料 5 P17 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 71%と最も多く、次いで身体障害が 22%、精神障害が 17%の順。[参考資料 5 P18 参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が 44%、管理者が 10%、その他従事者が 7%、サービス管理責任者が 5%、世話人と設置者・経営者が 4%の順。[参考資料 5 P19 参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは231件であった。[参考資料5 P21 参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成28年度もなし)
 - ※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

翢 **待防止法の概** 1 艸 世

糯

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、 平成24年10月1日施行)

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活 社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。 S
- ①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
- က
- (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること) 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。) ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正
 - (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等) 2)放棄•放置
- (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと) ③心理的虐待
 - (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること) 4性的虐待
 - (障害者から不当に財産上の利益を得ること) 5経済的虐待

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務 規定を置く。
 - 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的 スキームを定める。 S

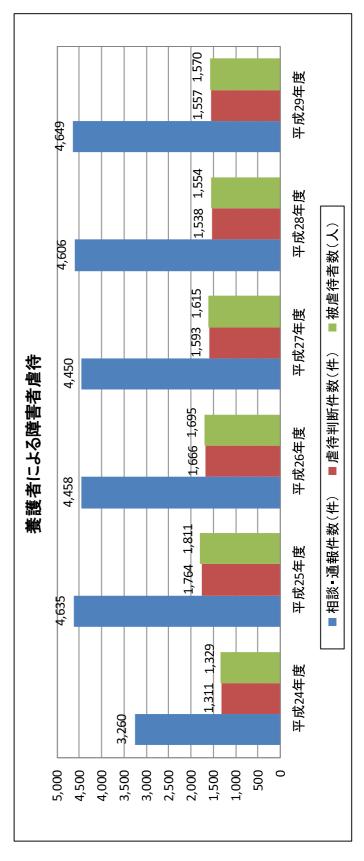
養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者 に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に 対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム]	[スキーム]	[スキーム]
市町村	●都道府県	上
ストリーの主義の「中人調査等」 「②措置(一時保護、後見審判請求)」		

就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための 措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。 က

経年グラフ 1. 障害者虐待対応状況調査く養護者による障害者虐待>

- ▪平成29年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は4,649件であり、平成28年度から |ま|ぼ横|ばい(4,606件→4,649件)。
- 事中成29年度の虐待判断件数は1,557件であり、平成28年度からほぼ横ばい(1,538件→1,557件)。
 - 平成29年度の被虐待者数は1,570人。

養護者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談•通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570

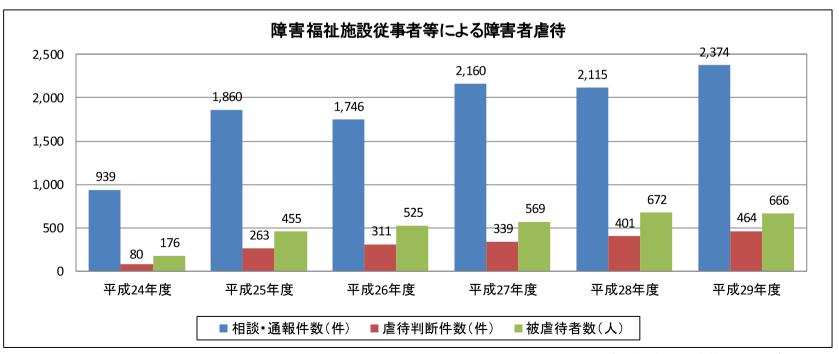


* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・平成29年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,374件であり、平成28年度から12%増加(2,115件→2,374件)。
- ・平成29年度の認定件数(虐待判断件数)は464件であり、平成28年度から16%増加 (401件→464件)。
- ■平成29年度の被虐待者数は666人。

障害福祉従事者	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談•通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666



8.4%

33 2%

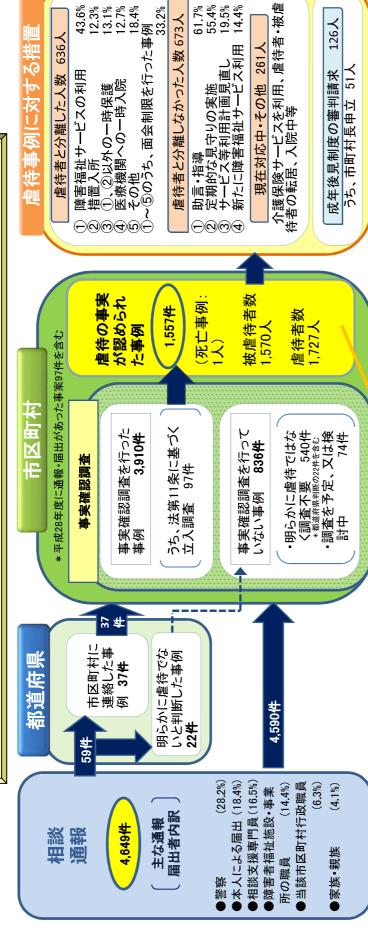
43.6% 12.3% 13.1% 12.7%

Y9E9

55 4% 19.5% 14.4%

261人

虚体> による障害者 く養護者 害者虐待対応状況調査 豐 平成29年度



年者(1,570人

126人

51人

男性(35.9%)、女性(64.1%) 体温

、40~49歳(22.5%) 20~29歳(23.2%) 年 幹

50~59歳(19.2%)

障害種別(重複障害あり)

難病等 2.3% 発達障害 2.8% 精神障害 34.3% 知的障害 55.0% 身体障害 19.1%

(54.8%) 行動障害がある者 (28.9%) 障害支援区分のある者

(82.5%) 虐待者と同居

世帯構成

20.8%

被虐待者側のその他の要因

、単身(10.3%) 両親と兄弟姉妹(13.4%)、両親(11.8%) 配偶者(8.5%)、母•兄弟姉妹(8.2%)

虐待者⑴727人)

男性(62.4%)、女性(37.3%) 性別

60歳以上(36.7%)、50~59歳(24.8%)

40~49歳(19.9%)

父(24.4%)、母(23.3%)、兄弟(13.3%) 夫(12.9%)

身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 放棄、放置 経済的虐待 虐待行為の類型(複数回答)

22.9%	1	∑kjū					
22	ı	复数回行	47.8%	45.4%	28.7%	27.8%	21.2%
16.2%	ı	要因や状況(複		7	2	2	
32.9%	ı	:虐待の発生	虐待者の人間	いない	簑度の高さ	下足	3(経済的問題
3.7%	ı	市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)	家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	虐待者が虐待と認識していない	被虐待者の介護度や支援度の高さ	虐待者の知識や情報の不足	家庭における経済的困窮(経済的問題)
61.2%	١	市区町村職	家庭におけ	虐待者が虐	被虐待者の	虐待者の知	家庭におけ

292件 228件 116件

虐待) による障害者 :害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等| 嫐 成29年度

都道府県 政令市 中核市等 こよる権限行使等※3 市区町村による指導等 施設等に対する指導 、3 改善計画提出依頼 2 従事者への注意・指導 障害者総合支援法等 による権限の行使等 による指導 虐待の事実 が認められ 被虐待者 **666人※**1 518人※2 464件 虐待者 * 平成28年度に通報・届出があった事案3件を含む *監査・実地指導等により判明した事案4件を含む た事例 账 12件 14件 14件 都道府 更に都道府県において事 実確認を行った事例で虐 待事実が認められた事例 *同じ事例で、複数の市区町村が報告! 事実確認調査を行った 虐待の事実が認められ 12件 都道府県調査により た事例等があるため一致しない (91年 438件 た事例 事例 283件(連絡) 49件 * 平成28年度に通報・届出があった事案61件を含む 事実確認調査を行わなかった事例 442件 うち、さらに都道府県による事実確認 事実確認調査を行った事例 1,952件 うち、虐待の事実が認められた事例 502件 うち、都道府県へ事実確認調査を 依頼した事例 12件 38件 事実確認調査 (2,394件) 調査が必要とされた事例 北区四本 324件 2,050件 ●当該施設事業 所職員 (18.2%) (8.3%) (20.1%) ●相談支援専門員 ●本人による届出 (12.9%)(11.4%) ●設置者 管理者 届出者内訳 2,374件 主な通報 ●家族 親族 西깷

虐待者(666人)

男性(66.1%)、女性(33.9%)

経済的虐待

放棄、放置

心理的虐待 42.2%

身体的虐待

虐待行為の類型(複数回答)

5.8%

%6.9

14.2%

56.5%

- 30~39歳(18.8%)、20~29歳(18.5%)
- ◆19歳(17.7%)、40~49歳(16.7%) 障害種別(重複障害あり)

構成割合

障害者虐待が認められた事業所種別

害者支援施設 度訪問介護

居宅介護

寮養介護 短期入所

生活介護

- 難病等 発達障害 5.1% 知的障害 精神障害 16.7% 71.0% 身体障害 22.2%
- 障害支援区分のある者 (62.0%)

54

行動障害がある者

47	
ζ	
4	
10	
定	
华	
五九	
計	
豐	
华	
後 に	
Š	
7	
寺の	
靊	
₹	
文	\$
Ü	茶
押	±Ψ
票	44
Ë	447
数	继
例	开
特別	104
不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった	等の10件を除く454件が対象。
×	排
×	

※2 施設全体による信待のため信待者が特定できなかった25件を除く439件が対象。 ※3 平成29年度末までに行われた権限行使等。 ※4 指定取消は、虐待行為のぼか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等 を理由として行ったもの。 100.0% 12.3%

サービス管理責任者(5.4%) その他従事者(7.1%) 活支援員 (44.2%) 管理者 (9.7%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%	
倫理観や理念の欠如	53.5%	
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%	
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%	
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%	

虐待有(518人)]]]]]]]]]]]]]]]]]]]	\$£	40~49歳(19.1%)、50~59歳(15.8%)	30~39歳(15.6%)	\
本四	· 三 三	年幣	40	30	附插

世話人、設置者・経営者(4.4%)

教育・知識・介護技術等に関する問題	29.7%	
倫理観や理念の欠如	53.5%	
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%	
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%	
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%	

18.8%

資料2



▶ お問い合わせ ▶ 使 い 方 ▶ サイトマップ

Tweet

いいね! 0

読み上げる

県政一般・報道提供資料

現在の位置:<u>ホーム→県政情報→広報・広聴→報道提供資料→県政一般・報道提供資料</u>→平成29年度「鳥取県における障がい者虐待の状況」

平成29年度「鳥取県における障がい者虐待の状況」

● もどる

2018年12月26日提供 資料提供

提供機関

提供課等:福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 担当/係名:生活支援担当

電話番号:0857-26-7866 FAX番号:0857-26-8136

内容

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づく平成29年度の鳥取県内の障がい者虐待に関する対応状況等について取りまとめましたので公表します。本調査は、厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

- ○障がい者虐待に係る相談・通報・届出受理件数は45件であった。
- 〇そのうち10件(約2割)が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」であった。
- 〇10件のうち、6件(6割)が「養護者による障がい者虐待」であった。
- ○虐待の種別でみると、心理的虐待が最も多く次いで身体的虐待となっている。

1相談•通報対応件數

	養護者による障がい者 虐待		使用者による障 がい者虐待	合計
相談・通報・届出受理件数 [窓口別件数]	21件(22) [市町村21、県0]	23件(18) [市町村19、県4]	1件(3) [市町村1、県 0]	45件 (43)
虐待を受けた又は受けたと思われ たと判断した事例	6件(13)	4件 (3)		10件 (16)

※()内は、前回調査結果(H28年4月1日~H29年3月31日まで)の件数

2座待の種別

障がい者虐待 微	章害者福祉施設	合計
----------	---------	----

虐待の種	身体的虐待	4件 (7)	0件(1)	4件 (8)
別(重複	性的虐待	0件(1)	1件 (0)	1件(1)
あり)	心理的虐待	2件 (4)	4件 (2)	6件 (6)
	放棄▪放置	1件 (4)	0件 (0)	1件 (4)
	経済的虐待	2件 (5)	0件 (0)	2件 (5)
合計		9件 (21)	5件 (3)	14件 (24)

※()内は、前回調査結果(H28年4月1日~H29年3月31日まで)の件数 ※1件の事例に対し複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数10件と一致しない。

3今後の県の取組

- 継続して、「障がい理解への啓発」や「障がい者虐待の未然の防止のための研修」等を実施。
- ・障害福祉サービス事業所等へのきめ細かな指導・監査の実施及び虐待防止研修の実施。
- ・障がい者虐待防止の窓口である市町村等への研修・指導を強化。

別紙(障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案)



bessi.pdf

▲ページ上部に戻る

個人情報保護 | リンク | 著作権 | アクセシビリティ

℧ 鳥取県元気づくり総本部広報課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 ※提供内容については、画面上部にある「提供機関」に直接お問い合わせください。

(参考)県内において障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が認められた事案

障害者福祉施設従事者等による虐待に関して、県が採った措置、施設種別、虐待を行った従事者の職種について、障害者虐待防止法第20条により、以下のとおり公表します。

【事案1】

事業種別就労継続支援A型

虐待者の職種 支援員

虐待の種別 心理的虐待

県が採った措置
東部福祉保健事務所による監査を実施し、口頭指導を行った。

【事案2】

事業種別就労継続支援B型

虐待者の職種 支援員

虐待の種別 性的虐待・心理的虐待

県が採った措置 東部福祉保健事務所による監査を実施し、文書による勧告を行った。

【事案3】

事業種別 共同生活援助

虐待者の職種 管理者

虐待の種別 心理的虐待

県が採った措置 西部総合事務所福祉保健局による監査を実施し、文書による勧告を行った。

【事案4】

事業種別 共同生活援助

虐待者の職種 管理者

虐待の種別 心理的虐待

県が採った措置 西部総合事務所福祉保健局による監査を実施し、文書による勧告を行った。

【参考】

○障害者虐待防止法20条

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

○障害者虐待防止法施行規則第3条

法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 2 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従業者等の職種

障がい者差別に係る鳥取県内の状況

鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会(H30.7.25)での報告案件

●事案1

《内容》

A事業者が運行するバスに、車いすの利用者が乗車しようとしたところ、運転 手から「あなたの車いすは重量があるため、乗車できない」と言われ、乗車でき なかった。

《補足》

- ・A事業者は、過去に1度、今回乗車拒否された当事者を乗車させる際に、車いすの重量によりバスのスロープが壊れた経験があり、A事業者では、《『この当事者が乗車する』=バスが壊れる》という整理をしていた。
- ・過去のことを踏まえ、A事業者は重量オーバーで乗車できない車いす一覧を作成し、乗務員に対し、車いすの方の乗車に当たっての指導を行っていた。
- ・乗務員は、当事者の乗車に当たり、A事業者に電話で、乗車させないことを確認した。

●事案2

《内容》

障がいのある当事者は、B事業者が企画していたツアーに参加したいと思い、いつもお願いしている支援員にB事業者に問い合わせしてもらったが、暗に断っているかのような態度をとられた。

《補足》

- ・B事業者に問い合わせした内容は2点
 - ①障がい者も参加することが可能か。
 - ②参加する場合、障がい者手帳が使えるかどうか。
- ・問い合わせした内容に対し、B事業者からは「障がい者を受け入れることができない」「時間通りに運行しなければならない」という回答であった。

●事案3

《内容》

電動車いすの利用者が、UDタクシーを予約するため、タクシー会社に連絡したところ、「電動は乗車できない」と言われ、一方的に電話を切った。別日に電動車いすの支援者が、タクシー会社に予約の電話を入れたところ、車いすの重量を確認され、支援者が「比較的軽いもの」であることを伝えると、「乗れます」との返事だった。

電動車いすの利用者の家族が、タクシーの運転手に「UDタクシーは使えないか」と尋ねると、「電動車いすの場合、福祉タクシーをより利用することが多い」と言われた。

●事案 4

《内容》

C行政機関が計画していた研修会に、聴覚障がいのある当事者が参加の申し込みを行った。このことについて相談を受けた支援員が参加に当たり、手話通訳者による情報保障の確認のため、C行政機関を訪問した。

C行政機関の担当者からは、「手話通訳が必要となると経費がかかり、負担することができない。研修会は、専門的な話であるが手話通訳ができるのか。」と言った回答で、受講を拒否された。

《補足》

・支援員が、C行政機関の担当者に対し、「障害者差別解消法を知っているのか。 合理的配慮ができないか、検討してほしい。」とお願いしたが、聞く耳を持た なかった。

きない」と告げられた。 県障がい福祉課が事業 量があるため、

乗車で ある路線バスとタクシ 対する公共交通機関で)とした際、

運転手に 一件は車いす利用者に あなたの車いすは重 たと報告した。うち の乗車拒否だった。 す利用者が乗車しよ バスのケースは、

目標額達成 寄付



本海新聞社特別後援)の花火大会の費用に充てるため、米子市がクラウドファンディングで集めて活合が目標の150万円を上回り、

155万5千円に達した。

祭りは広告収入の減少などで、201 年度に初めて約90万円の赤字を計上。 市は6月21日から約1カ月間、3千つ

5万円の5段階で寄付を募集した。 寄付は米子市を中心とする県内が72 件、大阪や東京、埼玉など県外が83件の 計105件。「中高生時代に楽 いた。大阪から応援しています」などの メッセージが添えられていたという。

今年の花火大会は祭り2日目の29日 に米子港で開催し、昨年より千発多い 7千発を打ち上げる予定。同祭企画実 行本部の青砥修平本部長は「米子を盛 り上げようという思いが集まった。感 謝したい」と話した。 (高塚直人) 解消支援地域協議会が | に同じ利用者がバス乗 |取県障がい者差別||者に確認すると、以前 4共交通、乗車拒否など

県は今年に入って障害 ロープが破損してお

者差別に該当する事案

|り、事業者は同利用者

発生が県内で4件あ

25日、県庁で開かれ、一

一車しようとした際にス

県協議会

シー は乗車できない」と拒 否された。家族がタク たところ「電動車いす シーを予約しようとし D(ユニバーサル)タク 電動車いす利用者がひ に関する資料を作成 いたことが分かった。 し、乗務員に配布して タクシーの事例は、 るようにと日本財団と 者が安心して利用でき

運転手に尋ねる | を強調した。 よる障害者の乗車拒否 法の研修などの必要性 者への障害者差別解消 していた」とし、事業 課は「UDタクシーに はこれまでも多く発生 しかし、県障がい福祉 鳥取県が共同で導入。 (中村宏)

1

15年、高齢者や障害 するよう誘導された。 と、福祉タクシーを利用 UDタクシーは20

THE HALL STREET

| 倉吉市上井町1丁目の | 3年)小山香織(江山3

油

鳥取県内では7月にタクシーやバスの乗車を巡り不適切な対応があったことが判 障害を理由とした差別的な扱いを禁じた障害者差別解消法の施行から2年半。



あるからだ。寸法が乗 車スペースに収まらな Otbを超える可能性が

かい

1日、

取

式が行われた。鳥取砂 をデザインした県版の 丘と大山、二十世紀梨 省鳥取運輸支局で交付 県

車を断られた。 線バスで電話予約や乗 報告された2件では、 おり、本年度の会合で 差別を禁止し、障害者 田にUDタクシーと路 電動車いすの重量を理 地域協議会」を設けて は障害者の相談に応え 間事業者にも努力義務 慮」を講じるよう国や に対して「合理的な配 として課している。県 ご差別解消を推進する 障害者差別解消支援 同法では障害による 民 めるとともに、スロー 加。同法への理解を深 ブの荷重を軽減させる

用者と医療器具などの の種類によっては、利 の認識を示す。車いす 乗車用スロープの基準 取運輸支局は、車いす スロープの耐荷重20 何物、乗車させる運転 れるわけではない」と を挙げて一全て乗せら 工の重量を合わせると 方、国土交通省鳥 った」と話した。 人が利用、移動しやす いただいたことはよか 早く研修に取り組んで いよう社会を合わせて 晶所長は「障害のある 笑町2丁目)の光岡芳 障害者生活支援センタ ため、片足を地面に着 いくのが法律の趣旨。 順を習得した。 けたまま乗車させる手 すてっぷ(米子市道 講師として参加した

電動車いすの取り扱い 実施することを決め 西部の3地区で研修を 管理者ら約40人が参 た。1日に鳥取市内で 事業者の業界団体は、 必要がある」と指摘し 用者にしっかり説明 開かれた研修には運行 に慣れるため、県東中 県内のタクシー、バス し、理解していただく 的に無理な場合には利 い例も考えられる。 今回の事案を受け、 ただし、同支局の藤 可能な限り改善してい るのは望ましくない。 と述べた上で「公共交 通機関として苦情が出 提供してもらいたい 一あれば具体的な情報を 長は「不適切な事案が 対応を進めてきた。 成するなど、積極的に バーが研修を受けられ 当たり、県内でドライ など誰でも乗りやすい なく、障害者や高齢者 協会は、 UDタクシーの導入に るよう自前で講師を養 県ハイヤータクシー 同協会の船越克之会 一般人だけで 11 1

4

く」と強調した。

食鶏肉処理工場 30 日の火災は

名和食鶏の鉄骨平屋建 成で発生した火災は、 9月30日に大山町豊 大山、けが人はなし 町

を 第 日

と、近くに住む男性社

員(25)が炎に気付いて

約600平方がを焼い 1700平方がのうち た。けが人はなかった。 ての食鶏肉処理工場約 琴浦大山署による

障がい者の差別解消に向けた本市の取組

1 職員対応要領等の制定

- 鳥取市職員における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要 領(H28.4.1 制定)
- 鳥取市立小中学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職 員対応要領(H28.10.1 制定)
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく合理的配慮の提供について (H29.3.27 総務部長通知)

2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催

- 鳥取市障がい者差別解消支援地域協議会 (H28.5.1~。H30.5.1 からは「鳥取市 障がい者虐待防止・差別解消推進協議会」)
 - ・H28年度2回、H29年度1回、H30年度1回

3 障害者差別解消法に対する周知

- 〇 職員研修
- 地域・企業への周知
 - ※企業向け「障がい者差別解消法周知パンフレット」の作成(鳥取市商工会議 所報(H29.12.15号)に折り込み、会員企業約2,700事業所へ送付)
- 街頭啓発活動
- ヘルプマークの配布開始(H30.2.1~)